

# 令和6年4月に小学校に入学するお子様がいらっしゃる皆様へ 入学時学用品費の支給のご案内

日野市では、令和6年4月に小学校に入学するお子様がいらっしゃる世帯で、就学援助の要件に該当すると認定された世帯に対し、入学時学用品費を入学前に支給します。

この制度は、就学援助制度で小学校入学後の7月末に支給される新入学学用品費(支給予定額:64,300円)を小学校入学前の2月末(予定)に前倒し支給するものです。

前倒し支給を受けられなかった場合でも、令和6年度の就学援助で認定となった場合は、「新入学学用品費」として同様の費用を支給します。(※この場合、令和6年7月末までに就学援助の申請が別途必要です。)

※世帯の年間総所得金額が、教育委員会の定める基準未満(裏ページ参照)の世帯が対象であり、すべての世帯に支給されるものではありません。

## 【支給要件・申請理由・必要書類】

- ・令和6年1月1日時点で、日野市に住民票がある世帯
- ・令和6年3月31日までに、日野市外に転出する予定が無い世帯

申請理由	必要書類
ア. 児童扶養手当を受給中の世帯	①入学時学用品費受給申請書
イ. 令和5年中に生活保護が停止・廃止になった世帯(受給中の方除く)	ウ 入学時学用品費受給申請書
ウ. 令和4年中の世帯所得が、日野市教育委員会が定める基準未満と思われる(目安については、裏面の【認定基準額の目安】をご参照ください。)	①入学時学用品費受給申請書 ②家賃(共益費等を除く)の額が分かる賃貸借契約書、又は支払証明書等の写し(賃貸の方のみ) ③ <u>下記※参照</u>
エ. その他 原則として令和4年中の世帯所得を判定に用いますが、令和5年中の世帯所得が何かしらの理由により大幅に減少している場合等には現状を加味して審査を行いますので、個別にご相談ください。 (例) ・災害により税の減免を受けている。 ・令和5年中に離別、死別などにより世帯の総所得が大きく変動した。 ・令和5年中に新型コロナウイルス感染症の影響等により失職、または減収している。	① 入学時学用品費受給申請書 ② 家賃(共益費等を除く)の額が分かる賃貸借契約書、又は支払証明書等の写し(賃貸の方のみ) ③ <u>事情に応じて必要書類を個別にご案内させて頂きますのでお問い合わせください。</u>

※令和5年1月2日以降に日野市に転入した方、又は別居中の家族(単身赴任等)が市外に居住している場合は、働いている方全員分の令和4年中の所得を証明する書類(課税証明書、令和4年源泉徴収票の写し、令和4年分確定申告書第1表第2表の写しなど)を添付してください。

## 【注意事項】

- 兄弟姉妹が小・中学校に在籍中で、令和5年度現在、就学援助費の認定を受けている世帯も、新小学1年生の新入学学用品費について入学前支給の希望をする場合は、申請が必要です。
- この入学時学用品費は、就学援助制度の「新入学学用品費」を入学前に支給するものです。  
**来年度、就学援助制度の利用を希望する場合は、4月に別途申請が必要です。**  
また、今回の入学時学用品費を受給した場合、来年度に就学援助制度において認定となっても、「新入学学用品費」は支給されません。
- 入学時学用品費受給以降に、他市町村へ転出した場合は、入学時学用品費の返還は求めませんが、転出先の市町村に当市で入学時学用品費の支給を行った旨を通知します。

## 【申請期間・申請方法】

**申請締切** 令和5年(2023年)12月28日(木)まで。**郵送申請は当日消印有効。**

**申請方法** 申請書に記入のうえ、日野市教育委員会庶務課(日野市役所5階)へ持参、または郵送してください。

**郵送先** 〒191-8686 日野市役所 庶務課 就学援助担当

※郵送提出時、提出書類に不足等がありましたら担当者よりご連絡させていただきます。  
あらかじめご了承ください。

**※ご入学予定の小学校や七生支所へは提出しないでください。**

## 【認定基準額の目安】

- ・申請理由が、上記ウの場合、総所得の世帯合計が基準額未満の場合、認定となります。
- ・下記の総所得額はあくまでも目安であり、基準となる総所得は、家族の年齢構成等によって異なります。

世帯人数	家族構成	総所得額 (世帯全員分の合計)
3人	父35歳、母30歳、子5歳	2,585,000円程度
4人	父35歳、母30歳、子9歳、子5歳	3,251,000円程度
5人	父40歳、母35歳、子13歳、子9歳、子5歳	4,059,000円程度
6人	父40歳、母35歳、子13歳、子9歳、子5歳、祖母65歳	4,649,000円程度

※所得とは、源泉徴収票上での「給与所得控除後の額」、確定申告書上での「所得金額」の「合計」を指します。

## 【問い合わせ先】

不明点等がございましたら下記までご相談いただくか、市ホームページ(QRコード)をご参照ください。

日野市教育委員会 庶務課 庶務係 就学援助担当  
電話:042-514-8692(直通)

